

高知市浄化槽設置費補助金に関する募集要領

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 25 年 4 月 1 日施行

改正 令和 2 年 4 月 1 日施行

改正 令和 3 年 12 月 1 日施行

改正 令和 6 年 4 月 1 日施行

改正 令和 7 年 4 月 1 日施行

改正 令和 8 年 4 月 10 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成 25 年告示第 48 号。以下「要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定に基づき、高知市浄化槽設置費補助金の募集の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集の手續き)

第 2 条 市長は、募集の手續に関して、あらかじめ次に掲げる当該年度の計画に関する事項（以下「募集要件」という。）を定めるものとする。

- (1) 応募の条件に関する事。
- (2) 募集対象とする工事内容に関する事。
- (3) 募集予定基数に関する事。
- (4) 募集の実施日程に関する事。
- (5) 工期に関する事。
- (6) その他募集の実施に関し必要な事項

2 前項各号に定める事項は、当該募集の手續を行う事務所に備え付け、これを閲覧等に供するものとする。

(申込み)

第 3 条 浄化槽を設置しようとし、この要領により募集の申込みをしようとする者は、募集を実施する月（以下「募集月」という。）ごとの募集期間内に、次に掲げる書類により市長に申し込むものとする。

- (1) 高知市浄化槽設置費補助金交付申請に係る申込書（別記様式 1）
- (2) 浄化槽設置に伴って市長の審査を受けた浄化槽設置に関する概要書の写し又は浄化槽設置届出書の写し
- (3) 住宅等を借りている者にあつては、貸主の承諾書

(補助申請対象者の決定)

第 4 条 市長は、前条による申込みの受付を終了した後、補助金の交付申請の対象者（要綱第 7 条第 2 項に規定する「補助申請対象者」に同じ。）を決定するに当たっては、次に定める手順によりこれを行うものとする。

- (1) 申込対象者の決定

申込者から提出された書類に基づき、要綱第3条に規定する補助対象地域の確認等を行い、当該補助対象地域に該当しないものその他明らかに募集要件に該当しないものを除き、申込対象者としてこれを決定する。この場合、募集要件等に該当しなかった者には募集結果（応募要件等の非該当）通知書（別記様式2）により通知する

(2) 抽選又は無抽選の決定

当該募集月に、当該年度における募集予定基数に対して、申込対象者から申込みのあった基数が相当数上回る場合又は予算の範囲内を超える場合は抽選を行うものとし、これ以外の場合は無抽選によるものとする。

(3) 抽選となった場合

あらかじめ定めた抽選日時、抽選場所及び抽選方法により抽選を行い、申込みのあった者に、当該結果について選定対象となった者には、募集結果（抽選による選定対象）通知書（別記様式3）、選定対象外となった者には募集結果（抽選による選定対象外）通知書（別記様式4）により通知する。

(4) 無抽選となった場合

当該結果（無抽選による選定対象）について申込みのあった者に募集結果（無抽選による選定対象）通知書（別記様式5）により通知する。

(5) 補助申請対象者の決定

前1号から4号までの手順により、募集結果（抽選による選定対象）通知書（別記様式3）または募集結果（無抽選による選定対象）通知書（別記様式5）により通知をされた者を補助申請対象者とする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年度の事業から適用する。

附 則（令和8年4月10日制定）

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の高知市浄化槽設置費補助金に関する募集要領の規定に基づく様式は、この要領による改正後の高知市浄化槽設置費補助金に関する募集要領の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。